

◎ 南海デジタル乗車券取扱細則

制定 2021.4

改正 2022.3

2022.8

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程(以下「規程」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、規程によるほか、この南海デジタル乗車券取扱細則に定めるところによります。

(乗車券の購入)

第2条 南海デジタル乗車券は、南海電鉄の運営サイトにて、情報端末により購入しなければなりません。

(用語の意義)

第3条 この細則における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、南海デジタル乗車券により当社線を利用する旅客をいいます。
- (2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末(一部を除く。)をいいます。
- (3) 「購入情報等」とは、南海デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。
- (4) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したシステムをいいます。
- (5) 「特急券」とは、南海デジタル乗車券に附帯する座席確保を行う特別急行券、座席指定券及び特別車両券をいいます。
- (6) 「特急券情報」とは、券番号、乗車日、列車名、乗車駅、乗車時刻、降車駅、降車時刻、人数号車、席番をいいます。

(システムにかかわる通信費用)

第4条 情報端末の通信費用等については、利用者が負担するものとします。

(インターネットの環境)

第5条 利用者が南海デジタル乗車券を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、南海電鉄はその責任を負いません。

(システムの取扱時間)

第6条 南海デジタル乗車券の取扱時間は0時00分から23時59分までとします。なお、メンテナンス時間を除きます。

- 2 前項に定める取扱時間は予告なく変更することがあります。
- 3 この細則における時間は、日本標準時とします。

(発売額)

第7条 南海デジタル乗車券の発売額は別に定めるところによります。

(支払方法)

第8条 南海デジタル乗車券の支払方法はクレジットカード決済とし、一括払いに限ります。

- 2 利用できるクレジットカードの決済ブランドは別に定めます。

(効力)

- 第9条 南海デジタル乗車券の効力は、利用者自身が必ず情報端末を携行し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に限って有効とします。
- 2 情報端末の故障、充電切れ等により南海デジタル乗車券の購入情報を確認できない場合は、利用できません。
 - 3 第2項の場合、入場駅から出場駅までの旅客運賃を別途収受します。

(乗越し)

- 第10条 南海デジタル乗車券で乗越しを希望する場合、営業規則第158条第1項により取扱い、券面に表示された区間外に対する相当の旅客運賃を別途収受します。

(払いもどし)

- 第11条 利用者は、利用者自身の操作により購入した南海デジタル乗車券を払いもどしすることができます。
- 2 利用者は払いもどし1回につき、別に定める手数料を支払うものとします。
 - 3 使用開始後の払いもどしについては、別に定めるところによります。
 - 4 払いもどし額が手数料に不足する場合は払いもどしできません。

(利用履歴及び購入履歴の確認)

- 第12条 規程第12条により利用履歴及び購入履歴を確認する場合、南海電鉄の運営サイト内で確認することができます。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

- 第13条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。
- (1) 旅行開始駅までの無賃送還
この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅での出場時には南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。
 - (2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還
旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を、途中駅において現金により収受します。この場合、当該南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。
 - (3) 不通区間の別途旅行
運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。
ア、旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできません。
イ、旅行開始駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合の南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。

(情報端末の盗難、紛失等による利用制限)

- 第14条 情報端末の盗難、紛失等により、利用制限が必要な場合は、別の情報端末等により払いもどし処理を実施するなど、利用者の責任において制限をかけるものとします。
- 2 前項による対応で、利用上の支障が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

(利用者の責任)

- 第15条 利用者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は、被った全ての損害の賠償を当該利

用者に請求し、当該利用者はこれに応じるものとします。

第2章 南海デジタル乗車券に附帯する特急券

(提供サービス)

第16条 南海デジタル乗車券に附帯する特急券の場合、利用者は情報端末から特急券の座席確保ができます。

(利用者の責任)

第17条 利用者は座席確保した特急券情報のデータ管理について全ての責任を負うものとします。

また、他の利用者又は利用者以外の第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において紛争を解決するものとします。

(特急券の座席確保)

第18条 特急券の座席確保、特急券情報の確認等の取扱時間は、3時00分から26時00分までとします。

- 2 特急券の座席確保は、当該特急列車の乗車日1ヶ月前の10時00分から、乗車駅の発車時刻5分前までとします。
- 3 座席の指定に当たっては、座席表からの選択、又は窓側、通路側の自動選択も可能ですが、希望の座席が確保できない場合は、他の座席は確保せず「座席が取れませんでした。」等と表示します。
- 4 利用者による特急券の座席確保可能数は、南海デジタル乗車券の商品ごとの定めによります。
- 5 座席確保した特急券情報は、一定期間経過後削除します。

(特急列車への乗車)

第19条 利用者は、必ず特急券の座席を確保し、特急列車へ乗車する際は、利用者本人が購入した履歴を確認できる情報端末を携行するものとします。

- 2 利用者は、係員の請求があるときは、情報端末により座席番号等の特急券情報を呈示するものとし、情報端末の故障、充電切れ等により特急券情報の確認ができない場合は、当該列車にご乗車いただくことはできません。
- 3 利用者は、前項の事由により乗車できない場合は、再度、特急券を購入していただくものとし、同項による利用者の不利益等に対し、一切責任を負いません。

(列車変更)

第20条 列車変更は、座席確保した特急列車以外の特急列車に空席がある場合に取り扱います。この場合、座席数等の変更はできません。

- 2 列車変更の取り扱いは、座席確保した特急列車及び変更する特急列車の乗車駅発車時刻5分前までとします。
- 3 列車変更は2回を上限とします。

(払いもどし)

第21条 利用者は、南海デジタル乗車券に附帯する特急券が不要になった場合、座席確保後の特急列車の乗車駅発車時刻5分前までであれば、情報端末の操作により払いもどしができます。

- 2 座席確保後の特急列車が事故等により運休となった場合は、購入時に利用した支払い方法に基づき特急料金を自動的に払いもどしします。

(車内での係員の確認)

第22条 車内において、利用者に係員が券番号等を尋ねる場合があります。

(特急券情報の確認)

第23条 特急券情報は、情報端末の操作により南海デジタル乗車券販売サイトより確認が可能です。